

## 2-② 制度の適正化・厳格化(研修技能実習生の保護)

- 研修・技能実習生に、制度の概要・趣旨及び日本の労働法規などのガイダンスの実施や、申告・相談制度の充実などの措置を導入し、研修技能実習生の保護を図る。

### 研修・技能実習生の保護

- ① 初期ガイダンスの実施とカードの交付
  - ・ 研修生に、入国後早期に公的機関(JITCO等)による初期ガイダンスの受講を義務付け、本制度の趣旨、労働法規、申告制度等について伝達。
  - ・ その際、相談先や申告先の電話番号等を記載した研修生カードを全員に交付し、常時携帯。
- ② 申告・相談窓口の充実
  - ・ 外国人研修生等が受入機関の不正等を労基署、入管局、JITCOに申告・相談できるよう、多言語に対応した相談・申告窓口を設置。(現在、JITCO相談窓口では、中国語、インドネシア語、ベトナム語の相談を日替わりで実施。)
- ③ 受入機関の責による受入取消の場合の保護
  - ・ 受入機関の不正等により受入れが取消となった場合でも、現行制度では、研修技能実習生に責が無い場合でも、帰国させられるケースが多いが、研修等を継続出来る制度を導入。
- ④ 雇用契約書の母国語表記の義務化
  - ・ 技能実習への移行手続時の入管局への雇用契約書の提出が実質的に義務付けられているが、母国語契約書の提出は義務付けられていないため、母国語(日本語併記)契約を促すために、提出を義務付け。
- ⑤ 研修手当不払いへの積立金制度の導入
  - ・ 二次受入企業の倒産等による研修手当不払いに備え、一次受入機関が、二次受入機関から一定額を預かり、積立てる制度を導入。(現在JITCOでは、こうした制度導入を推奨)